

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 規 則

○財務規則の一部を改正する規則

（会計課）

一

### 告 示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（NPO活動促進室）

二

○救急医療機関の認証

（医療整備課）

二

○認証食品の認証

（食産業振興課）

二

○道路の区域決定

（道路課）

三

○道路の区域変更（二件）

（同）

三

○道路の供用開始（三件）

（同）

四

○公有水面埋立ての免許

（港湾課）

四

○土地区画整理組合の解散の認可

（都市計画課）

五

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

六

### 公 安 委 員 会

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の

実施

正 誤

### 規 則

○宮城県公報平成一五年号外第一九号中

八

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一十号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第四項第一号中「給料」を「議員報酬、給料」に、「旅費相当」を「及び旅費相当」に改め、「及び期末手当」を削る。

第七十七条中「県議会議員の報酬等に関する条例」を「県議会議員の議員報酬等に関する条例」に改め、「ついでに」の下に「知事が」を加える。

第七十八条中「県議会議員の報酬」を「議員報酬」に改める。

第七十九条第一項中「県議会議員の報酬等に関する条例」を「県議会議員の議員報酬等に関する条例」に改める。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律平成十一年法律第一百七号（

第一条第四項に規定する選定事業（以下「選定事業」という。）に係る契約を締結しようとする場合において、落札者（当該落札者が当該選定事業を実施することを目的として法人を設立する

場合にあつては、当該法人）が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。第百十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「及び」を削り、同項第四号

中「百万円未満のものをするときで」を「、契約金額が百万円未満であり」に改め、同項第五号中「の特約」を削り、同項第八号中「五百万円未満」を「契約金額が五百万円未満」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 選定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の相手方を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約に係る保険金請求権又は当該契約の相手方を被保証者として保証事業会社との間に締結された債務の不履行によつて当該契約の相手方に生じる損害金の支払

を保証する保証契約に係る保証金請求権について、当該選定事業に係る契約による債務の不履行によつて生じる損害金の支払を目的とする債権の担保として質権が設定されたとき。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五十条第四項第一号、第七十七条、第七十八条及び第七十九条第一項の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

## 告 示

○宮城県告示第千百十四号  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 グレープ Grapes

一 代表者の氏名 松澤 晶子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区吉成一丁目十一番三十五号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の人たちに対して、豊かな老後を送るための支援に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年十二月八日

○宮城県告示第千百十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立加美病院	加美郡色麻町四竈字杉成九番地	平成二十年十二月十三日	平成二十三年十二月十二日

○宮城県告示第千百十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地

五十五	梅干し	我妻君代	曲竹生活改善クラブ	刈田郡蔵王町大字曲竹桜所一
五十	仙台牛	株式会社楽農ミート代表取締役 笹 静	サイボクハム仙台泉店	仙台市泉区南中山二丁目五・三
四十五	仙台牛	柳原食肉センター株式会社代表取締役 尾形 猛	柳原食肉センター株式会社	大崎市古川清水字新田六〇・一
四十三	仙台牛	有限会社小竹精肉店代表取締役 小竹俊一	有限会社小竹精肉店	登米市迫町佐沼字西佐沼六二
三十七	仙台牛	株式会社岡崎俊雄商店代表取締役 岡崎恒子	オカザキスーパー	仙台市青葉区中山五丁目一・六
三十六	仙台牛	有限会社ミートアイ代表取締役 相澤好則	有限会社ミートアイザウ肉澤	仙台市泉区長命ヶ丘四丁目九・四
三十二	仙台牛	吉田酒肉店代表 吉田 司	吉田酒肉店	塩釜市南町二・二五
二十五	仙台牛	株式会社マルイ代表取締役 佐藤宏	株式会社マルイ三越店	仙台市青葉区一番町四丁目一・一〇
二十二	仙台牛	株式会社マルイ代表取締役 佐藤宏	株式会社マルイ	仙台市宮城野区扇町六丁目四・一〇
十四	仙台牛	株式会社つかさ屋代表取締役 庄司 征市	株式会社つかさ屋大和町店	仙台市若林区大和町四丁目一・八・一一
十三	仙台牛	株式会社つかさ屋代表取締役 庄司 征市	株式会社つかさ屋栗生店	仙台市青葉区栗生二丁目二・二
九	仙台牛	海老沢精肉店代表 海老沢明一	海老沢精肉店	仙台市太白区八木山本町一丁目三六・二
六	果実等飲	佐藤信悦	あつびるマニユファクトリー七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字原道上四〇・九
五	果実等飲	佐藤頼道	まるなか果実加工所	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山四七・一
四	果実等飲	神宮寺りんご加工婦人部 斎藤美和子	神宮寺りんご加工婦人部	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字竹の花一七五・二
二	生いもこんにゃく	有限会社佐藤弱弱店代表取締役 佐藤晋也	有限会社佐藤弱弱店	巨理郡山元町真庭字浅生二二六
一	生いもこんにゃく	川崎弱弱加工組合代表 大宮富雄	川崎弱弱加工組合	柴田郡川崎町大字前川字裏丁三二・八

百十八	百十七	百十六	八十九	八十七	八十六	八十五	七十二	六十八	六十六	六十四	六十一	六十	五十九	五十六
類ベーコン	ジソーセー	ハム類	仙台牛	仙台牛	宮城県産 仙台味噌	宮城県産 仙台味噌	梅干し	果実等飲 料	果実等飲 料	果実等飲 料	包装米飯	ナチュラ ルチーズ	ちづきも	ちづきも
雄代表取締役 伊藤秀	雄代表取締役 伊藤秀	雄代表取締役 伊藤秀	市代表取締役 庄司征	市代表取締役 庄司征	夫代表取締役 今野昭	社代表取締役 鈴木彦	佐藤かよ子	代表 加藤英明	小山信雄	代表 齋藤文字	悦代表取締役 三浦昭	理事長 駒口盛	代表取締役 狩野千	代表取締役 日下清
有限会社伊豆沼農産	有限会社伊豆沼農産	有限会社伊豆沼農産	株式会社つかさ屋 森店	株式会社つかさ屋 仙台店	有限会社今野醸造	ヤマカノ醸造株式会社	佐藤かよ子	桔梗長兵衛商店	桔梗長兵衛商店	生活研究グループあざみ会	株式会社JA加美よつばラドファ	財団法人蔵王酪農セ	有限会社もちつ小屋	有限会社日下食品
登米市迫町新田字前沼一四九・七	登米市迫町新田字前沼一四九・七	登米市迫町新田字前沼一四九・七	九〇	仙台市宮城野区高森一丁目一・一	加美郡加美町下新田字小原五	登米市登米町寺池九日町一	栗原市築館字八沢要害一六	巨理郡山元町山寺字牛橋一九	巨理郡山元町山寺字牛橋一九	巨理郡山元町鷲足字山崎二五	井二四五・二	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原二五一・四	栗原市一迫真坂字本町二	白石市字清水小路四八・四

五

百六十	梅干し	木村食品	木村食品	東松島市矢本字上館下六九
百六十	塩蔵等魚	代表 木村みい子		
介類	次代表取締役 阿部秀	有限会社いかや	有限会社いかや	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二三〇

二 認証年月日

平成二十年十二月十二日

〇宮城県告示第千七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大衡落合線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大衡村大衡字平林七九番一地从先から同村大衡字鏡沢二二番一八地先まで		二八・〇	一、〇五六・〇

〇宮城県告示第千七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 丸森霊山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町字不動六四番一地从先から 同郡同町字不動六五番八地先まで		前 後	三・二丁 一一・四 八・八丁 八四・五	七〇五・〇 七〇五・〇

○宮城県告示第千四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中田栗駒線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市中田町上沼字新田浦一七八番地先から 同市中田町上沼字新田浦一八五番一地从先まで	前A 後B	一四・五丁 一八・二丁 一一・六丁 一二・八丁	一一六・四 一一六・四 一一六・〇

○宮城県告示第千二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

県道	大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林七九番一地从先から 同村大衡字澄沢一二番二八地先まで	平成二十年 十二月十九日
----	-------	--	-----------------

○宮城県告示第千四百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	名取市下増田字飯塚六七番地先から 同市下増田字飯塚一五七番一地从先まで	平成二十年 十二月十九日

○宮城県告示第千二百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中田栗駒線	登米市中田町上沼字新田浦一七八番地先から 同市中田町上沼字新田浦一八五番一地从先まで	平成二十年 十二月二十四日

○宮城県告示第千二百一十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

平成二十年十二月五日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県塩竈市字台六十七番三百二十六、百三十一番、同市字北浜四丁目百三十五番、百三十一番、二百三十三番、七十六番五、二百三十四番、七十六番四、二百三十五番、七十六番一、七十六番四十四、百四十一番三及び百四十七番の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と①の地点を結ぶ平成十八年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・八二メートル)における公有水面と陸地との境界線、③の地点と④の地点を結んだ線、④の地点と③の地点を結ぶ平成十八年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・八二メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑦の地点を結んだ線、⑦の地点から二九七度四分二七秒四九・八二メートル地点を中心とする半径四九・八二メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ南側の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結んだ線及び⑨の地点と⑤の地点を結ぶ平成十八年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・八二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一分二秒七一、東経一四一度四分一五秒六一。以下「基点」という。)から二六五度五三分三五秒四、〇四〇・二三メートルの地点

(三) 面積

三、六八五・六一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県塩竈市字台六十七番三百九十六、六十七番三百二十六、百二十九番二、六十七番二百十四、六十七番四百六、六十七番四百九、六十七番三百四十二、六十七番四百七、百二十九番五、百二十九番四、百三十一番、六十七番八十四、六十七番四百八、六十七番四百十一、六十七番四百十二、六十七番四百十、百三十番、同市北浜四丁目百三十三番一、百三十四番一、百三十五番、百三十一番、百五十二番二、七十六番四十一、百五十三番、百五十三番二、百三十三番、七十六番七、七十六番四十三、七十六番五、七十六番四、七十六番一、二百三十四番、二百三十五番、七十六番四十五、七十六番四十四、百四十一番三、百三十九番六、百四十六番四、百四十七番及び百四十六番二の地内並びに同市字台六十七番三百九十六、六十七番三百一十六、百三十一番、同市字北浜四丁目百三十五番、百三十一番、二百三十三番、七十六番五、二百三十四番、七十六番四、二百三十五番、七十六番一、七十六番四十四、百四十一番三及び百四十七番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域  
Aの地点 基点から 二六八度三九分三〇秒 三、七一五・〇六メートルの地点  
Bの地点 Aの地点から 一三六度五八分四七秒 二〇・九五メートルの地点  
Cの地点 Bの地点から 一四四度二六分二七秒 六七・九八メートルの地点  
Dの地点 Cの地点から 二〇七度三五分三八秒 三〇・〇〇メートルの地点  
Eの地点 Dの地点から 二四七度三五分三九秒 四〇一・九六メートルの地点  
Fの地点 Eの地点から 二九八度二七分二四秒 九・二五メートルの地点  
Gの地点 Fの地点から 二五三度一三分四九秒 四・九八メートルの地点  
Hの地点 Gの地点から 三三七度三五分三七秒 三〇・二三メートルの地点  
Iの地点 Hの地点から 一〇度〇〇分四四秒 五六・五〇メートルの地点  
Jの地点 Iの地点から 六四度四四分四二秒 三八二・一一メートルの地点

(三) 面積

三九、四九四・三五平方メートル

四 埋立地の用途

緑地

○宮城県告示第千二百一十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組

合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十年十二月十九日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市第二武隈土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市土ヶ崎三丁目八番一号

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十年十二月十五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市南錦町百五十三番一及び百五十三番百十

七並びに同市錦町百番六十七及び百番三十一の一

部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区五橋一丁目一番一号

日本貨物鉄道株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品 凍結防止剤（単価契約）

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結日から平成二十一年三月三十一日

4 納入場所 仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づ

く更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申し立てをしなかつた者又は申し立てされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで指名停止の措置を受けていない者であること。

6 アフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年一月二十一日午後五時までに申請すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 書八 電話〇二二・二二一・三三三三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年一月十五日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年一月十四日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年一月二十一日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

<p>4 入札書の提出期限及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十一年一月二十七日午後五時まで</p> <p>(二) 場所 1に同じ。</p> <p>(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の場所及び日時までとする。</p> <p>5 入札執行の日時及び場所</p> <p>液状塩化ナトリウム、ハトン車以下その2(仙台土木事務所分) 平成二十一年一月二十八日 午前十時 第一入札室(宮城県庁行政舎二階)</p> <p>五 入札に参加することができない者</p> <p>1 一に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条 第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 金額は一キログラムまたは1リットル当たりの単価を一銭単位で記入すること。記載の単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税の相当額は、代金請求時に加算するものとする。</p> <p>5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書を提出する入札参加希望者の負担とす。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>七 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Items to Be Purchased : anti-freeze (on a procurement contract basis)</p>	<p>2 Period of Supply : From starting date of contact to March 31, 2009.</p> <p>3 Place of Delivery : Within Miyagi Prefectural Public Works Offices areas of jurisdiction</p> <p>4 Deadline for Bid : January 27, 2009, 5 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Naomi Kikuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL : 022-211-3332</p> <p style="text-align: center;"><b>公安委員会</b></p> <p>○宮城県公安委員会告示第226号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。 平成20年12月19日</p> <p>1 実施期日 平成21年2月3日(火)から平成21年2月6日(金)までの4日間(同月3日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月4日から同月5日までの2日間は午前9時30分から午後3時50分まで、同月6日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了検査を実施する。)</p> <p>2 実施場所 仙台市東区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人</p> <p>4 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 平成21年1月14日(水)から平成21年1月27日(火)まで(土・日曜日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時00分まで)。ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課</p> <p>なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p>
--	--

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第68の項に基づき38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

5 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

6 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)

正 誤

○宮城県公報平成一五年号外第一九号(平成十五年三月三十一日付)中

ページ

一六

段

上

正

九

行

規則基準を基礎として

誤

一〇

規則基準を基礎として

臭気排出強度

臭気強度